

新	旧	備考
<p>輸出手形保険運用規程</p> <p>平成29年4月1日 17 - 制度 - 00050 沿革 (略) <u>平成29年11月17日</u> 一部改正</p> <p>第1章 保険関係が成立する荷為替手形の買取等 (第1条 - 第4条の2) 第2章 てん補危険及び満期の解釈 (第5条、第6条) 第3章 EE格、EA格、EM格又はEF格に格付けされている者を支払人とする荷為替手形の取扱い等 (第7条 - 第15条) 第4章 特定国に係る保険関係の成立承認申請等 (第16条 - 第28条) 第5章 保険契約の締結関係等 (第29条 - 第36条) 第6章 保険料 (第37条、第38条) 第7章 保険金請求 (第39条 - 第43条) 第8章 損失防止軽減義務及び権利行使義務 (第44条 - 第46条) 第9章 回収納付 (第47条 - 第51条) 第10章 重複保険 (第52条) 第11章 保険関係の変更等 (第53条、第54条)</p>	<p>輸出手形保険運用規程</p> <p>平成29年4月1日 17 - 制度 - 00050 沿革 (略)</p> <p>第1章 保険関係が成立する荷為替手形の買取等 (第1条 - 第4条の2) 第2章 てん補危険及び満期の解釈 (第5条、第6条) 第3章 EE格、EA格、EM格又はEF格に格付けされている者を支払人とする荷為替手形の取扱い等 (第7条 - 第15条) 第4章 特定国に係る保険関係の成立承認申請等 (第16条 - 第28条) 第5章 保険契約の締結関係等 (第29条 - 第36条) 第6章 保険料 (第37条、第38条) 第7章 保険金請求 (第39条 - 第43条) 第8章 損失防止軽減義務及び権利行使義務 (第44条 - 第46条) 第9章 回収納付 (第47条 - 第51条) 第10章 重複保険 (第52条) 第11章 保険関係の変更等 (第53条、第54条)</p>	
<p>第1章 保険関係が成立する荷為替手形の買取等 (対象となる荷為替手形の要件)</p> <p>第1条 輸出手形保険約款 (平成29年4月1日 17 - 制度 - 00007。以下「約款」という。) 第2条第1項に規定する要件は、次の各号とする。 一～三 (略) 四 日本貿易保険が輸出手形保険の引受の要件等について (平成29年4月1日 17 - 制度 - 00088。以下「引受の要件」という。) に定める国又は地域 (以下「特定国」という。) 以外の国又は地域を支払国又は支払地とした荷為替手形であること 五～六 (略) <u>七 引受の要件に定めるWTO協定における農業に関する協定の対象品目に関する制限に反しない荷為替手形であること</u> 2 (略)</p>	<p>第1章 保険関係が成立する荷為替手形の買取等 (対象となる荷為替手形の要件)</p> <p>第1条 輸出手形保険約款 (平成29年4月1日 17 - 制度 - 00007。以下「約款」という。) 第2条第1項に規定する要件は、次の各号とする。 一～三 (略) 四 日本貿易保険が別に定める国又は地域 (輸出手形保険の引受の要件等について (平成29年4月1日 17 - 制度 - 00088) <u>において定める国又は地域をいう。</u> 以下「特定国」という。) 以外の国又は地域を支払国又は支払地とした荷為替手形であること 五～六 (略) 2 (略)</p>	

新	旧	備考
第1条の2～第4条の2 (略)	第1条の2～第4条の2 (略)	
第2章～第3章 (略)	第2章～第3章 (略)	
<p>第4章 特定国に係る保険関係の成立承認申請等 (特定国承認に係る取扱い)</p> <p>第16条 第1条第2項ただし書に規定する日本貿易保険の承認のうち、特定国に係る事務の取扱いは、次の各号による。</p> <p>一 承認申請の対象となる荷為替手形は、特定国(引受の要件において承認を要しない場合を除く。)を支払国とするものであって、名簿においてGS格、GA格又はGE格に格付けされている者(以下「特定国G格バイヤー」という。)及びEE格、EA格、EM格又はEF格に格付けされている者(以下「特定国EE等バイヤー」という。)を支払人とするものに限る。</p> <p>二 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>第4章 特定国に係る保険関係の成立承認申請等 (特定国承認に係る取扱い)</p> <p>第16条 第1条第2項ただし書に規定する日本貿易保険の承認のうち、特定国に係る事務の取扱いは、次の各号による。</p> <p>一 承認申請の対象となる荷為替手形は、特定国(「<u>輸出手形保険の引受の要件等について</u>」において承認を要しない場合を除く。)を支払国とするものであって、名簿においてGS格、GA格又はGE格に格付けされている者(以下「特定国G格バイヤー」という。)及びEE格、EA格、EM格又はEF格に格付けされている者(以下「特定国EE等バイヤー」という。)を支払人とするものに限る。</p> <p>二 (略)</p> <p>2 (略)</p>	
第17条～第28条 (略)	第17条～第28条 (略)	
第5章～第11章 (略)	第5章～第11章 (略)	
<p><u>附 則</u></p> <p><u>この改正は、平成29年12月18日から実施する。ただし、第1条第1項第7号の規定は、平成29年12月31日から適用する。</u></p>		
(別紙) (略)	(別紙) (略)	
別表 (略)	別表 (略)	